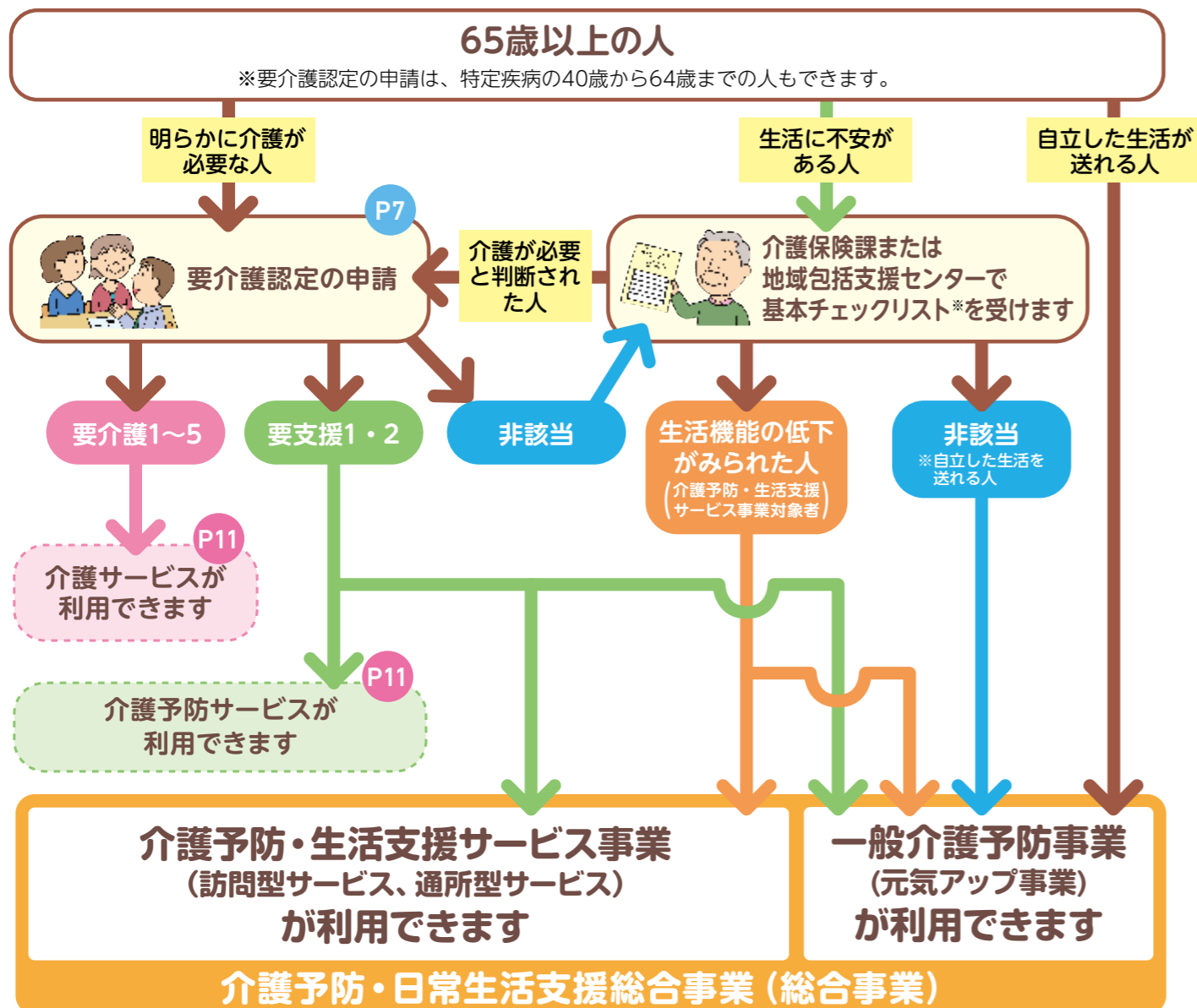


介護予防・日常生活支援 総合事業（総合事業）

総合事業は、介護保険制度に基づく介護予防のための仕組みです。上手に活用し、自立した生活を続けましょう。

介護予防・日常生活支援総合事業のしくみ



各市町村によって事業内容が異なります。また、豊田市にお住まいの方は市外の事業所の訪問型サービス、通所型サービスはご利用できません。

※基本チェックリストとは

日常生活の状況や足腰の状態、栄養状態、お口の状況、閉じこもりや物忘れの有無、最近2週間の気持ちなど、25項目の質問等により心身の状態を確認するものです。基本チェックリストによる判定では、当日結果が分かれます。

介護予防・生活支援サービス事業

- 対象** 要支援1・2の人 介護予防・生活支援サービス事業対象者
- 利用者負担** 原則としてサービスを利用したときの利用者の負担は、負担割合証 (P4) に記載している割合 (1割、2割または3割) です。低所得の人などがサービスを利用したときは、介護保険サービスを利用したときと同様の負担の軽減制度があります。
- 令和6年4月から 自己負担のめやすが変わりました。

訪問型サービス

・介護予防訪問サービス

訪問介護事業所による身体介護や生活援助

■自己負担のめやす(1か月につき)(1割負担の場合)

	事業対象者	要支援1	要支援2
週1回程度	○	○	○
週2回程度	○	○	○
週2回超	×	×	○

・生活支援訪問サービス

介護事業所、NPO、民間事業者等による掃除、洗濯等の生活援助

■自己負担のめやす(1か月につき)(1割負担の場合)

	事業対象者	要支援1	要支援2
週1回程度	1,038円	○	○
週2回程度	2,073円	○	○

通所型サービス

・介護予防通所サービス

通所介護事業所による機能訓練や入浴、食事等の介護、その他趣味活動等

■自己負担のめやす(1か月につき)(1割負担の場合)

	事業対象者	要支援1	要支援2
週1回程度	1,921円	○	○
週2回程度	3,868円	×	○

・生活支援通所サービス

介護事業所、NPO、民間事業者等による軽体操や趣味活動等

■自己負担のめやす(1か月につき)(1割負担の場合)

	事業対象者	要支援1	要支援2
週1回程度(送迎あり)	1,634円	○	○
週1回程度(送迎なし)	1,284円	○	○
週2回程度(送迎あり)	3,207円	×	○
週2回程度(送迎なし)	2,520円	×	○

一般介護予防事業

いつまでも自立した生活を送れるよう、高齢者を対象とした、介護予防 (運動器の機能向上、認知症予防など) を目的とした教室を開催します。

介護予防教室

- 担当窓口** 健康づくり応援課 34-6627
- 34-6627 西部地区 (豊田市役所内)
- 62-0603 東部地区 (足助支所内)
- 85-7710 南部地区 (高岡コミュニティセンター内)
- 41-3081 北部地区 (猿投コミュニティセンター内)

・元気アップ事業

自治会の集会所等、地域の身近な場所で介護予防を目的としたストレッチ、筋力アップ体操、脳力アップ等を教室形式で行います。教室終了後も、自主的に活動が継続できるよう、保健師等の講師を派遣して支援します。

- 対象** 65歳以上の人 (医師から運動制限を受けている方はご相談ください)
- 自己負担金** 原則無料
- 開催単位**

自治区	自治区の集会所等で、全8回の教室を開催します。
ふれあいサロン	ふれあいサロンの会場で、全4回の出張形式で行います。
交流館	交流館にて、全8回の教室を開催します。(交流館により回数が異なります)
新規活動グループ	新たに介護予防活動を目的に集まったグループ等に原則4~6回の出張形式で行います。

※実施していない会場もありますので、現在開催している自治区等については、上記担当窓口へお問い合わせください。